

平成28年度

町政執行方針



イランカラプテ

「こんにちは」からはじめよう。

平成28年3月

白 老 町

町政執行方針

□	はじめに（テーマ）	1
□	町政に臨む基本姿勢（方針）	2
1	多文化共生のまちづくり人材を育てる町政	
2	活力ある産業・しごとを創りだす町政	
3	安全安心な暮らしを支える町政	
□	主要施策の展開	4
1	生活・環境	4
2	健康・福祉	6
3	教育・生涯学習	8
4	産業	10
5	自治	11
□	予算編成	13
□	むすび	17

□ はじめに

平成28年白老町議会定例会 3月会議の再開にあたり、28年度の町政運営の方針について、私の所信を申し上げます。

私が、白老町長に就任し、町政運営を託されてから、2期目4か月が経過したところであります。

これまで、私は、町財政の健全化をめざすと共に、地域の活性化や町民の安全安心に取り組み、「みんなの心つながる、笑顔と安心のまち」を築いていくことが使命であると心に刻み、町政運営に傾注してまいりました。

就任以来、まちづくりへの課題が山積する中で、徐々にではありますが、全国的には国内経済が回復傾向にあり、外国人旅行者も史上最高に達するなどの状況と共に、2020年の(仮称)国立アイヌ文化博物館の開設を大きな契機と捉え町全体の発展につなげてまいります。

28年度の町政執行にあたりましては、私が掲げた2期目の公約を迅速・着実に取り組むとともに、町民の皆様一人ひとりがお互いを尊重し、支え合い、誰もがまちづくりの主人公として活躍できる共存共栄の「**多文化共生のまち**」をめざします。その取組を通して、ふるさと白老に気持ちを集め、ともに思いやり、希望をもって自分らしく生き生きと暮らす「**みんなが住みたいまちづくり**」を進めてまいります。

□ 町政に臨む基本姿勢

私は、「多文化共生のまち～みんなが住みたいまちづくり」を進めるにあたり、次の3つの視点を町政に臨む基本姿勢といたします。

1 多文化共生のまちづくり人材を育てる町政

◆ ひとづくり「人材育成」

基本姿勢の一つ目の視点は、**多文化共生のまちづくり人材を育てる町政**であります。多文化共生のまちづくりは、象徴空間が開設されることを契機に、多様な相手への理解と尊重、支え合い、交流によって生まれる新たなまちづくりです。そのまちづくりを町民とともに進めるために、新たな地域リーダーを養成し、多様な町民参画を促進するために多文化共生人材育成プログラムと、知識・技能・心構えを身に着けるために町民リーダーシッププログラムを提供してまいります。

そして、まちづくりに参画する皆様には、プログラムを通して、本町が長年にわたり築いてきた歴史や自然、風土、環境などを学んでいただき、新たに多様な人と出会い・交流によって触発され、達成感や幸福感を味わえる機会をつくってまいります。

2 活力ある産業・しごとを創りだす町政

◆ しごとづくり「産業創生」

二つ目の視点は、**活力ある産業・しごとを創りだす町政**であります。人口減少・少子高齢化に歯止めをかける地方創生を推進していくため、ひとを呼び込み、稼ぐ力を発揮していく地域力の向上が求められます。

この地域力向上を図るためには、地場にある資源を活かして生産する一次産業から加工、流通、販売、消費までの二次三次産業が連携して、地域内循環を促進することで地域経済力を拡大させることが求められます。そのためのマネジメント能力やマーケティング調査の機能を発揮し、雇用創出を図り、人材の確保を進め、持続的に運営できる組織・体制づくりを進めてまいります。

3 安全安心な暮らしを支える町政

◆ 暮らしづくり「地域創生」

三つ目の視点は、**安全安心な暮らしを支える町政**であります。自助、共助を支えるのは地域コミュニティであり、最も身近な暮らしの支えであります。しかし、都市化、核家族化や未婚者の増加などによる共同体意識の希薄化、高齢化による活動力の低下、少子化による活力の低下など課題が増大しております。地域コミュニティの衰退により共助機能が失われていくことから、共助を支える仕組みの検討を行なうとともに、公助として安全安心な暮らしを支えるために、生活・地域活動への支援、防災・防犯・見守り対策の強化、子育て支援や青少年の健全育成など、公的支援体制と行政サービスの充実に取り組みます。

この3つの視点に基づいた町政を推進するためには、新たなまちづくりの方向性として、国内唯一無二の「**多文化共生のまちづくり**」が皆様に理解・共有され、まち全体が一丸となった取組み体制を築き、心をひとつにして果敢に挑戦・創造していかなければなりません。特に、4年後に迫る象徴空間一般公開の機会と、国が進める地方創生の流れをプラスして、町民が輝く「世界に拓かれるまちづくり」を進めてまいります。

□ 主要施策の展開

次に、主要施策の展開について申し上げます。

この一年は、白老町の将来に向けた実践に向かう重要な年と位置づけております。

28年度の主要施策については、**総合計画に示された各施策**に基づいて、次の**5つの分野**により取り組んでまいります。

生活・環境

主要施策の第1分野は、「**生活・環境**」であります。

人と環境にやさしい安全で快適に暮らせるまちをめざすため、**防災**につきましては、災害に強いまちづくりを進め、増加・大型化する自然災害から安全・安心な暮らしを確保するため、災害に対する備えを強化するとともに、災害による被害を最小限に止める減災対策を推進します。

28年度は、防災訓練や研修をはじめ、防災フェアを引き続き開催するとともに、災害備蓄品の整備や自主防災組織結成支援など地域防災活動の普及に取り組みます。

治水・海岸保全につきましては、河川・排水路の維持管理のほか、河川改修事業としてバンノ沢川砂防事業やメップ川災害対策事業に取り組みます。また、海岸保全対策としては、北海道事業として白老海岸虎杖浜地区の保全整備を促進するとともに、竹浦海岸の整備事業を強く要望してまいります。また、国の事業により白老地区人工リーフの整備を進めてまいります。

消防・救急につきましては、火災の未然防止に努め、町民の生命・財産を守るため、防火対象物の指導、住宅用火災警報器設置の促進や防火団体の育成に取り組むとともに、消防・救急・救助体制の更なる充実を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを推進します。

また、消防防災力の強化として、消防用資機材、消火栓、消防防災用サイレンの更新を行います。

環境保全につきましては、持続可能な資源循環型社会の形成や快適で安全・安心な生活環境づくりのため、生活環境全般に関係する課題を的確にとらえ、スピード感をもって課題解決に取り組むとともに、「自然とともに生き地球を大切にするまち」を標榜して環境基本計画を推進してまいります。

公園・緑地につきましては、町民の皆様との協働による公園の維持管理及び緑化活動を進めるとともに、象徴空間整備に合わせた公共空地の都市計画決定、都市公園の変更手続きを進めます。

住環境につきましては、引き続き町営住宅の計画的な改修を進めます。また、若年層や子育て世代などの定住意識の高揚と定住を促進するとともに、空き家対策の検討に取り組みます。

上水道につきましては、町民の快適な暮らしを支え、生活環境の向上を進めるため、安全で安心な水の安定供給をめざすとともに、減額した基本料金体系を維持いたします。

下水道・生活排水処理につきましては、施設の維持・保全に向け、計画的に整備を行い、下水道整備が見込まれない地域においては合併処理浄化槽の普及を図り、快適な居住環境を創出します。また、老朽化の著しいし尿処理施設の改修計画策定に着手いたします。

道路につきましては、交通基盤を適切に維持するため、管理・補修・整備の実施と中長期的な維持・活用・再生を明確化するため公共施設等総合管理計画を策定し、計画に基づく補修を行い、町道整備事業や道路排水処理事業に取り組むことにより安全・安心で快適に暮らせる道路環境を支えてまいります。

公共交通機関につきましては、町民の移動手段の確保や高齢化の進展などによる将来的な取り組みを検討し、地域公共交通網再編に向けた調査・対策の計画づくりを進めるとともに、地域循環バス元気号の利用を増やすため、機会ごとに情報発信を行い、分かりやすく工夫を凝らした周知に努めてまいります。

地域情報化につきましては、インターネット等の普及・活用による情報発信の適正化とセキュリティ強化対策を図るとともに、マイナンバー制度の導入に適切に対応してまいります。

健康・福祉

主要施策の第2分野は、「**健康・福祉**」であります。

支え合いみんなが健やかに安心して暮らせるまちをめざすため、**健康づくり**につきましては、健康診査未受診者対策の強化

や生活習慣病の重症化予防の保健指導や栄養指導を訪問活動などをおして行い、町民の健康保持増進を図ってまいります。

また、父親が子育てに必要な知識を得て、育児参加を促す動機づけとして父子手帳の交付を行います。

地域医療につきましては、町立病院は地域における基幹的な公立医療機関として、信頼向上に努め、地域医療の向上に貢献するとともに、町立病院経営改善計画に掲げる目標値を着実に実行し、経営改善につなげてまいります。

また、町立病院改築基本構想（骨子）を基盤として「町立病院改築基本計画」を策定し、改築整備を進めるうえでの重要事項の方針決定を進めてまいります。

地域福祉につきましては、住み慣れたまちで人と人とのつながりを大切に誰もが安心して暮らしていくために、日々の暮らしの基盤を大切に、福祉サービスの充実や相談支援体制の強化を図るとともに、各種の臨時福祉給付金の支給を行ないます。

また、地域で見守る仕組みの推進として、地域見守りネットワークや民生委員児童委員などによる相談支援に取り組みます。

子育て支援につきましては、子どもが健やかに成長できるよう、家庭教育の重要性を啓発し、児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応に努めるなど、子育て家庭が孤立しない環境づくりを関係機関と連携しながら取り組みます。

特に、支援を要する子ども・家庭には、保育料の軽減などの経済的負担緩和等に取り組むとともに、子どもの安全な居場所づくりのため、美園児童館の大規模改修を行います。

また、保育園については、「白老町保育事業運営計画」を策定し、適切な保育環境の提供に努めてまいります。

さらに、少子化・人口減少対策として、結婚、出産、子育ての切れ目のない支援を拡充してまいります。

高齢者福祉につきましては、中長期的な視点に立ち、地域包括ケアシステム構築の推進、生涯を通じた健康づくりと介護予防の推進、安心して暮らせる支援体制の構築とともに、地域全体で見守り互いに支え合う地域づくりを進めます。

特に、新しい総合事業移行への取組みや高齢者の介護予防、閉じこもり予防、認知症予防などに取り組むとともに、見守りのための緊急通報システムを更新します。

教育・生涯学習

主要施策の第3分野は、「**教育・生涯学習**」であります。

生きる力を育み、生きがいを実感できるまちをめざすため、教育行政執行方針に示すもののほか、28年度から施行する**白老町教育大綱・白老町教育推進基本計画**につきましては、その基本理念であります「ともに学びあい、こころひびかせ笑顔かがやく、教育の町しらおい」に基づき、教育行政における「学校教育」「生涯学習・社会教育」「家庭・地域の教育」のあり

方について、基本方針、施策の方向性などを示し展開していくことでまちづくりの基盤となる教育の創造と実践に取り組んでまいります。

民族文化につきましては、アイヌ文化の復興・発展の拠点となる「民族共生の象徴となる空間」の着実な整備に向けて、国の検討状況の把握に努め、町民やアイヌ民族博物館等の考えを国に伝えるとともに、気運醸成を図るため、象徴空間整備促進事業の実施やアイヌ文化普及啓発活動を推進してまいります。

また、アイヌ文化基盤強化対策事業を通して象徴空間の管理運営組織の中核的役割を果たすアイヌ民族博物館の経営基盤の安定を図ります。

さらに、象徴空間整備に伴う周辺整備及び活性化の推進といたしましては、市街地活性化調査、仙台藩陣屋跡環境整備及び、まちづくり会社設立推進、首都圏人材誘致などに取り組めます。

スポーツ・レクリエーションにつきましては、28年度にスポーツ都市宣言40周年を迎え、ますますスポーツに親しみ、健康や体力づくりの増進を図るための場所と機会を充実してまいります。

国際・地域間交流につきましては、28年度に盟約35周年を迎える国際姉妹都市ケネル市など、様々な交流を通じた人材育成や民間活力を活かした交流を支援するとともに、町民の主体的な交流活動を推進します。

また、文化交流や経済交流ではアジア圏や欧米など「世界に誇れるまち しらおい」をアピールして、まちづくりに有効な活発な交流を進めてまいります。

人権につきましては、正しい理解と人権尊重の理念を深めるため、人権擁護委員や保護司などの関係団体との連携を深めるとともに、多文化共生の意識啓発を進めてまいります。

産 業

主要施策の第4分野は「**産業**」であります。

地域資源を活かした個性あふれる産業のまちをめざすため、**産業連携・雇用**につきましては、産業活動の連携強化に努め、地場資源を活かした企業誘致やU I J ターンなどの人材誘致を積極的に進めるとともに、新たな低利融資制度の創設による経営の安定化、雇用の確保や町内経済循環の拡充による力強い地域経済力・地域産業力の基盤構築を進め、地域経済の再生・活性化や雇用の拡大を図ってまいります。

さらに、全国移住フェアなどに参加して移住定住を促進するほか、地元就労者や子育て世代の定住促進に取り組みます。

港湾につきましては、白老港の利用促進を図るため、第3商港区の静穏度向上に向けた施設整備を要請するとともに、第3商港区の大型船舶の利用拡大や上屋利用を含めた港湾施設の利用拡大に向けたポートセールスを行い、貨物量の増大を図るとともに、港湾施設の維持管理に努めます。

商工業につきましては、本町の優れた地場産品や、それらを取り扱う町内外の店舗を認定、推奨する「しらおいブランド認定制度」を構築し、ブランド力の強化と販路拡大を図るとともに、ふるさと納税等による地場産品のPRを強化します。

また、地域産業の活性化を図るため、食、自然、温泉、文化等、地域資源の利活用の促進、創業支援や空き店舗対策による街なかの魅力づくり、賑わい創出を進めます。

観光業につきましては、国内外からの観光客増加に向けた開発事業やインバウンド向けの滞在型観光に取り組むとともに、道の駅開設に向けた民間主体の検討組織への支援を行います。

また、2020年を見据えた観光誘客活動や受入体制の強化を図るとともに、ガイド等の人材育成を進めてまいります。

農林業につきましては、基幹産業である一次産業の基盤強化を図るとともに、農産物を安定的に供給するため、産業間連携を進め、販路拡大と流通経路の確保に努め、農業の生産基盤を強化してまいります。

また、安定した肉用牛生産に向けた飼養管理体制の強化や畑作等の農業基盤整備による生産性の向上を支援してまいります。

林業は、民有林対策として未来につなぐ森づくり推進事業や森林・山村多面的機能発揮対策推進事業などに取り組むほか、町有林の間伐などにより、森林機能の増進を図ります。

水産業につきましては、漁業経営の基盤を強化し生産性の向上を図るため、資源管理型漁業と栽培漁業における管理体制の強化と生産基盤の整備を図るとともに、衛生管理の向上に向けた環境整備、安全操業・就労環境の改善に向けた整備や栽培漁業の資源保護を促進する規制の執行などを進めます。

自治

主要施策の第5分野は「自治」であります。

人と人との理解と信頼による協働のまちをめざすため、**協働のまちづくり**につきましては、職員の意識と取組を促進する協働のまちづくり推進班の活動を活発化するとともに、地域と行政の協働のパイプ役を担う地域担当職員制度による連携を強化してまいります。

また、地域活動の活発化を促進するため、地区コミュニティ計画の推進に取り組み、行政による支援も検討してまいります。

さらに、町内会や地域まちづくり団体の活動を促進することや相談・協力・連携を充実するために町民活動サポートセンターの取組を強化してまいります。

行財政運営につきましては、**財政**では、財政健全化プランに基づく財政運営を着実に推進するとともに、プランの見直しに取り組めます。また、公共施設等の長期的な維持・管理・配置の方針を定める公共施設等総合管理計画を策定してまいります。

行政改革では、限られた財源や人員の中で、多様な行政課題に対応するため、組織機構の検証や定員の適正化を図るとともに、事務事業評価を実施し事務事業の見直しを図るなど、効率的効果的な行政運営を行ないます。

また、第6次行政改革大綱の策定に取り組むとともに、人事評価の実施と制度の見直しを行います。

組織機構では、象徴空間整備と連動した活性化対策を加速させるための専門部署として、「地域振興課」を新設するとともに、教育委員会の子ども課を「子育て支援室」として健康福祉課内に移管し、子育て支援を総合的に推進する体制を整備しま

す。また、高齢者や障がい者に優しい町民サービスを行うための手続き専用窓口を新たに設置してまいります。

さらに、町職員の意識改革や能力向上を図るとともに、町民から信頼される職員をめざすため、積極的かつ前向きに挑戦する人材の育成を推進します。

企画政策では、象徴空間整備を好機とする活性化プランを推進し、周辺整備やまちづくり会社の設立などを促進します。また、多文化共生のまちづくりを理解、浸透していくため、情報の発信、啓発活動の強化、活動する組織・体制づくり、まちづくり人材の確保・育成するための手法・対策に取り組んでまいります。

また、外部人材の活用として、地域おこし協力隊制度により地域力の担い手となる人材を招致し、地域活性化を推進するとともに、定住を促進してまいります。

さらに、自治基本条例の見直し時期であることから検証委員会を設置して検討を進めます。

以上、28年度の主要施策について、総合計画の5分野に基づいて概要説明申し上げます。

□ 予算編成

次に、**予算編成**について申し上げます。

国は、地方創生の取り組みを深化させるための新型交付金の措置や一億総活躍社会の実現のための財政措置を拡充することとしております。

そのことから、国の総合戦略を踏まえ、少なくとも当面の5年間を見据えた施策展開を図られるよう継続的なものとするほか、地方団体が着実に執行することができるよう、まち・ひと・しごと創生事業費の地方財政措置を確実に行うこととしております。

地方財政計画においては、地方税が大きく伸びリーマンショック以前までの水準に回復したことに伴い、臨時財政対策債の発行が大幅に抑制されたため、前年比16.3パーセントの減少となっております。しかし、地方交付税は前年度比0.3パーセントの減としており、「まち・ひと・しごと創生」の推進のため、普通交付税の算定に、昨年引き続き「人口減少等特別対策事業」の項目が継続されており、地方創生のための財源等を確保したことになっております。

このような状況で28年度予算編成については、町税がわずかに減少しておりますが、地方消費税交付金、ふるさと納税寄付金等の増加によって一般経常財源が増加しており、財政健全化プランで定められた財源枠で総合戦略等の行政課題を積極的に展開することといたしました。

この結果、一般会計につきましては、総額90億1,000万円、前年度比1億1,000万円、1.2パーセントの増加となりましたが、過去10年間で3番目に小さい予算規模としております。

次に、**歳入歳出の概要**について申し上げます。

最初に**歳入**についてであります。

町税は、町民税が景気の低迷や人口減少と高齢化の影響もありますが、減少傾向から抜け出した状況となっております。法

人町民税は、税制改正の影響により、1,315万8千円の減、固定資産税は太陽光発電による償却資産の増加により190万5千円の増を見込んでおり、町税全体では前年度比1,380万8千円、0.6パーセント減の22億2,006万円を計上しております。

地方譲与税関係につきましては、地方消費税交付金が昨年度から増加しており、前年比7,420万円、25.0パーセント増の3億7,100万円を見込んでおります。

地方交付税につきましては、地方財政計画で、前年度比0.3パーセントの減となっておりますが、普通交付税は前年度同額の34億2,000万円を計上し、特別交付税も前年度と同額の2億5,000万円を計上しております。

町債につきましては、通常分7,440万円、過疎債ハード分1億5,650万円、過疎債ソフト分2,300万円とし、前年度比8,790万円、53.0パーセント増を計上するとともに、臨時財政対策債は7,600万円、18.6パーセント減の3億3,200万円を計上しております。町債全体では、1,190万円、2.1パーセント増の5億8,590万円を計上しております。

次に**歳出**についてであります。

経常経費につきましては、総額82億3,980万6千円で前年度比3,166万4千円、0.4パーセントの減となっております。主な要因は、給与費5,584万8千円の増、繰出金5,256万9千円の増、公債費1億203万4千円の減、一般行政経費5,668万6千円の減によるものであります。

臨時事業費につきましては、総額7億7,019万4千円で、前年度比1億4,166万4千円、22.5パーセントの増と

なっております。その内訳は、継続事業としては55件、4億3,746万5千円で1,410万3千円、3.1パーセント減となっており、新規事業は、36件、3億3,272万9千円で、1億5,576万7千円、88.0パーセント増を計上しております。

次に**特別会計、企業会計**について申し上げます。

はじめに、**特別会計9事業**につきましては、総額75億2,992万2千円で、前年度比7,508万5千円の増となっております。主な増加事業会計は、公共下水道事業特別会計の4,434万5千円と介護保険事業特別会計の3,440万円であります。また、一般会計からの繰入金増加は6,276万円であり、主な増加事業会計は国民健康保険事業特別会計の3,039万5千円、公共下水道事業特別会計の1,565万4千円と介護保険事業特別会計の1,180万5千円あります。

次に、**企業会計2事業**であります。その総額は15億6,640万7千円で、前年度比1億592万1千円の増となっております。

水道事業会計につきましては、収益的収支の収入で458万5千円、支出で423万8千円の減としており、主に資産減耗費や企業債利息の減少に伴うものであります。

資本的収支では、支出において1億736万4千円の増となっておりますが、新たに地方債等の購入で長期資金運用を行うことによるものであります。

国民健康保険病院事業会計につきましては、前年度において企業債の元利償還が終了したことに伴い収益的収支のみの予算

編成であり、前年度比1,047万8千円の増となっております。主に、薬品費を含む材料費及び新規医療機器リース資産減価償却費の増額に伴うものであります。

以上予算編成の概要につきましてはご説明しましたが、詳細については、後ほど予算案の審議に沿って担当より説明させていただきます。

以上の結果、**28年度の当初予算**は、

一般会計	9,010,000 千円 (90億1,000万円)
特別会計	7,529,922 千円 (75億2,992万2千円)
企業会計	1,566,407 千円 (15億6,640万7千円)
合計	18,106,329 千円 (181億632万9千円)

であります。

□ むすび

以上、3月会議にあたり、町政に臨む私の基本姿勢と、主要施策の展開、予算の概要について述べさせていただきました。

28年度は、申し上げましたように「多文化共生のまちづくり」に向けて「人材育成」「産業創生」「地域創生」を基本姿勢として、まちを活性化する地方創生を加速してまいります。

白老町の名誉町民第1号の高橋房次先生は、高木兼寛氏の「病気を診ずして病人を診よ」の言葉に感銘を受け、白老町の地域医療に貢献しました。何人も差別せず、貧しい人からは治療代もとらなかったと言います。患者の往診の依頼があれば

大雪や吹雪の中でも深夜でも絶対に断りませんでした。また、自身が賞を贈られることについては信条に反することであったと言われ、終生、金や名誉を望まずにひたすら町医者としての信念を貫いた、その生き方が人々をして「コタンの赤ひげ」とか「コタンのシュバイツァー」と呼ぶ所以でした。

こうした先人が示された受容と寛容の姿こそ共生の原点ではないのでしょうか。

多文化共生のまちづくりは、共に生きる地域社会に対する意識啓発、理解共有、そして社会参画に発展していくことが重要であります。それには、人材育成、連携と役割の最適化を図り、多様な交流・取組から新たな世界観を見出す革新へつなげてまいります。多様性・ダイバシティとは、多様な人材を積極的に活用しようという考え方のもと、社会的マイノリティの就業機会のみならず、性別や人種、年齢、性格、学歴、価値観などの多様性を受入れ、有能な人材の発掘、斬新なアイデアの喚起、社会の多様なニーズへの対応などを図ることによって、革新・イノベーションを起こしていくことでもあります。

私は、このまちは新たな発展を切り拓く、確かな可能性を秘めていると信じ、共に力を合わせて「**みんなが住みたいまち**」の実現に向けて、たゆまない努力を続けていく決意であります。

最後になりますが、町民の皆様、そして議員の皆様のより一層のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、平成28年度にあたっての町政執行方針といたします。